

# 要配慮者家庭ごみ戸別収集事業のご案内

市では、家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者に対し、戸別に訪問して家庭ごみを収集します。

## 対象となる方について

市内にお住まいの方で、指定されたごみ集積所に家庭ごみを持ち出すことが困難であり、かつ、その同居人、親族、近隣住民、ヘルパー等の協力が得られない方のうち、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 介護保険法の要介護の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、障害等級が1級又は2級の方
- ③ 療育手帳の交付を受けている方のうち、障がい程度がAの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害等級が1級の方
- ⑤ ①～④に準ずる方であって、市長が必要と認める方

## ごみの収集について

収集するごみ	収集回数	収集場所
可燃ごみ	原則として週1回	玄関先等の 指定された場所
プラスチックごみ	原則として週1回	
不燃ごみ・資源ごみ	原則として月1回	

- 収集するごみは、市が分別収集している可燃ごみ、プラスチックごみ、不燃ごみ及び資源物の家庭ごみです。（粗大ごみは対象となりません。）
- 市が定めるごみの収集種別及び分別方法により、分別をお願いします。



最近、ごみ出しが  
大変になってきたわ。  
頼れる人もいないし、  
どうしよう…

この事業がよいの  
じゃないか？



## 申請・収集までの流れ

### 申請書の提出

各担当課にある申請書に必要事項を記入し、ご提出ください。

○表面の対象①又はそれに準ずる方

・・長寿福祉課又は各区市民総合サービス課

○表面の対象②③④又はそれらに準ずる方

・・社会福祉課又は各区市民総合サービス課

※ご本人、もしくはご家族、ケアマネージャー等による申請が可能です。

### 現地調査

後日、担当職員が対象者宅に伺い、生活状況などの聞き取りを行います。

### 利用決定

利用の可否を決定し、通知します。

### 収集開始

(利用可となった方) 利用決定通知書に記載してある収集日に戸別収集を実施します。

### 「南相馬市要配慮者家庭ごみ戸別収集事業」に関する問合せ先

【小高区】小高区市民総合サービス課（電話 44-6713）

【鹿島区】鹿島区市民総合サービス課（電話 46-2113）

【原町区】長寿福祉課 地域包括ケアシステム推進係（電話 24-5404）  
社会福祉課 障がい福祉係（電話 24-5241）